

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和8年2月17日（令和8年（行情）諮問第177号）

答申日：令和8年5月27日（令和8年度（行情）答申第170号）

事件名：特定の開示決定等で開示された特定の文書の3枚目と4枚目のつづりとなる文書の不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和7年11月25日付け防官文第26697号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

不開示決定の取り消し。

関連部局を探索の上、発見に努めるべきである。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 経緯

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書の保有を確認できなかったことから、令和7年11月25日付け防官文第26697号により、法9条2項の規定に基づき、文書不存在による不開示決定処分（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

#### 2 本件対象文書の保有の有無について

本件対象文書については、作成又は取得を確認できず、保有していないことから、文書不存在につき不開示とした。

#### 3 審査請求人の主張について

審査請求人は、「関連部局を探索の上、発見に努めるべきである」として、原処分の取消しを求めるが、上記2のとおり、本件対象文書については作成又は取得を確認できず、所要の探索を行ったにもかかわらず保有を

確認できなかったことから、不存在につき不開示としたものであり、本件審査請求を受けて念のため所要の探索を行ったが、再度の探索においても保有を確認できなかった。

よって、審査請求人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和8年2月17日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同年5月21日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これを保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象文書の開示を求めており、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

##### 2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 本件対象文書を保有していない理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁はおおむね次のとおり説明する。

ア 本件開示請求書には、特定の開示請求番号に係る別件の開示請求において開示された「危険物の輸送に係る水底トンネル等の使用上の制約 令和4年10月14日 防衛省」（以下「別件対象文書」という。）の一部である「水底トンネル等における危険物積載車両の通行禁止・制限 規制対象トンネル位置図」（以下「本件添付資料」という。）が添付され、「請求する行政文書の名称等」欄には、「同文書には「2/26」と「3/26」と頁番号とおぼしき表記がございます。26頁の文書の2及び3頁の抜粋かと思われますので、当該文書をの全文を希望する次第です。」との記載があった。

こうしたことから、本件開示請求は、本件添付資料の出典元である、「本件添付資料が2頁目と3頁目に掲載されている計26頁の文書」の開示を求める趣旨であると理解した。

イ 防衛省において、別件対象文書を作成した際の状況を確認したが、詳細な資料作成に係る手順は不明であり、本件添付資料がいかなる出典元から作成されたかは判明せず、関係部署において「本件添付資料が2頁目と3頁目に掲載されている計26頁の文書」を探索したものの、該当する行政文書の存在は確認できなかったことから、不存在により不開示とする原処分を行った。

ウ 本件審査請求を受け、関係部署において改めて探索を行ったが、本件対象文書に該当する行政文書の保有は確認できなかった。

(2) そこで検討するに、本件開示請求文言の趣旨として、諮問庁が上記(1)アのとおり解したことは首肯できる。

さらに、上記(1)イ及びウの文書探索の方法及び範囲等について、特に不十分とはいえず、このほかに、本件対象文書の存在をうかがわせる事情も認められない。

以上によれば、防衛省において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、防衛省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 白井幸夫、委員 田村達久、委員 野田 崇

## 別紙

### 本件対象文書

防官文第2384号(2024.7.5一本本B584)の連番37の3枚目と4枚目の綴りとなる文書。

(請求趣旨) 同文書には「2/26」と「3/26」と頁番号とおぼしき表記がございます。26頁の文書の2及び3頁の抜粋かと思われますので、当該文書をの全文を希望する次第です。